

秦野地域コミュニティ推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、秦野地域(秦野小学校区)コミュニティ推進協議会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、秦野小学校区内に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、秦野地域(秦野小学校区)の住民及び関係団体等相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業及び提案を池田市又は関係機関に行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 防災、防火、防犯に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 高齢者福祉に関すること。
- (7) 交通安全に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 本会の会員は、秦野地域(秦野小学校区)に居住する市民及び地域内に通勤、通学する者並びに事務所を有する法人その他の団体より応募した者とする。

- 2 会員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 本会の目的に賛同するものは、役員会の承認により、新たに会員となることのできる。但し、任期は前項会員の残任期間とする。
- 4 本会の会員の退会は、役員会の承認を得るものとする。
- 5 会員は、本協議会が開催する会議等に無届で6ヵ月以上参加しなかった場合は、会員としての資格を自動消滅するものとする。但し、役員会の承認を得るものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 1名

- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 各部部长 各分会1名
- 2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。
- 3 相談役の役割は、名誉会員として会長が相談を必要とするときは、相談事に対して適切な助言を行うものとする。又、会長の要請が有る時は、役員会に出席し円滑な議事運営が行われるように協力する。

(総会)

第7条 総会は、会員により構成される本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の過半数の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決定する。ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状の提出により出席者の数に加えられる。
- 3 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (3) 役員を選任すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会の役員は、総会において選任する。
- 3 役員会は、常設の議決機関であって、次の事項を決定する。
 - (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
 - (2) 会長及び監事を総会において推薦し、副会長、会計及び書記については、会長が指名し、総会の承認をえること。
 - (3) 決定した事項を会員に周知すること。
 - (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。
- 4 役員会の役員の定数は、16人以内とする。

(分会)

第9条 本会の事業及び提案の推進のため分会を置く。

(分会の構成)

第10条 会員全員で分会運営に協力する。

- 2 分会に分会長1名、副分会長若干名を置く。

3 部会に部会書記1名、部会会計1名を置く。

(会員連絡会議)

第11条 本会は、会員の事業推進、部会相互連絡などのために、全会員からなる会員連絡会議を必要に応じて開くこととする。但し、決議件は持たない。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 部会長は、担当部会の運営にあたる。
- (4) 書記は、会議の記録、庶務事務を担当し、必要に応じて書記補を置く。
- (5) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当し、必要に応じて会計補を置く。
- (6) 監事は、本会の会計監査の事務を担当し、必要であれば、役員会に是正を求める事が出来る。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は2年とする。但し補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることが出来る。但し、会長職は2期(4年)を超えることは出来ない。

(役員会の招集)

第14条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、役員の仕事の過半数の請求があった場合は、会長は速やかに役員会を招集しなければならない。

(定足数等)

第15条 役員会は、役員の仕事の過半数の出席により成立する。役員会の仕事は、出席者の過半数によって決し、議事録を必ず作成する。

(経費)

第16条 本会の経費は、市からの交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第18条 本会は、会場の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第19条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(会則の施行)

第20条 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

(雑則)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項に関しては、役員会で定める。

(附則)

- 1 第6条3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。